

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL: 0258-81-1300

FAX: 0258-83-3632



関東信越国税局より「緊急経済対策における税制上の措置等について」

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が成立、施行され各種特例等が措置されていますのでご覧ください。

詳細につきましては、下記、ホームページをご覧ください

○国税に関する措置(国税庁 HP)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

「新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納付が困難な方へ」

リーフレット

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf

○地方税に関する措置(総務省 HP)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

参考資料

https://www.soumu.go.jp/main_content/000686227.pdf

○社会保険料に関する措置(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000626844.pdf>